

立川市における新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針 (R4.3.4 改定)

本市では、市の公共施設において施設利用者又は従事する職員等に感染者が発生した場合は、公表内容等を定めた「市の公共施設における新型コロナウイルス感染者発生時の公表方針」（第33回新型コロナウイルス感染症対策本部決定 令和2年7月20日）に従って運用してきた。同方針を見直し、今後は下記の方針に基づき公表する。

なお、本方針については、今後の感染者の発生状況などを踏まえ、適宜見直しを行う。

※本方針で定める「従事する 職員等」には、指定管理者及び委託事業者を含む。

1 公表の目的

市が発生状況等の情報を公表することにより、市内における感染症の感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表要件

市の公共施設において施設利用者又は従事する職員等が感染し、以下に該当する場合に公表する。

- (1) 同一部署における短期間での集団感染（5人程度）や窓口等で不特定多数の市民等と濃厚接触する機会があった職員が感染した場合
- (2) 感染の発生によって施設の閉鎖や事業の停止、縮小等の措置が必要になった場合
- (3) その他市民生活・行政運営に著しい影響があると考えられる場合

3 公表方法

市ホームページにおいて公表する。特に市民サービスなどの影響が大きいと考えられる場合は、市ホームページに加えて、プレスリリース等を行う。

なお、公表前には、議会クラウドに掲載する。

4 公表内容

市職員等、市が関係する事業又は市の公共施設で感染が発生した場合は、下記の内容を公表する。

- (1) 感染者の所属部局、勤務場所など
- (2) 感染者の最終出勤日、感染判明日など
- (3) 公衆衛生上の対策（施設閉鎖等）

なお、公表内容の詳細については案件ごとに個別に判断するが、感染者が特定される恐れがあり、人権やプライバシーへの配慮が求められる場合には、これらの情報の全部又は一部について公表しないことがある。

<以下の公表内容は例示>

罹患者	施設利用者又は従事職員等
公表内容	<ul style="list-style-type: none">・ 感染者が発生した施設等及び利用者と従事職員等の別・ 感染者が当該施設等を利用した期間及び施設等の箇所・ 感染に対する公衆衛生上の対応（臨時休業予定期間、消毒の実施、濃厚接触者の特定など） ※ 感染者への差別・偏見、誹謗中傷、風評被害等が生じることがないように、人権上の配慮を市民に依頼する。